

「ストックヤード運営事業者登録制度」 を知っていますか？

令和5年5月より
登録スタート

令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害を受け、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）が施行されるとともに、資源有効利用促進法省令の改正により、建設発生土が適切に利用・処分されるよう新たな制度が始まりました。

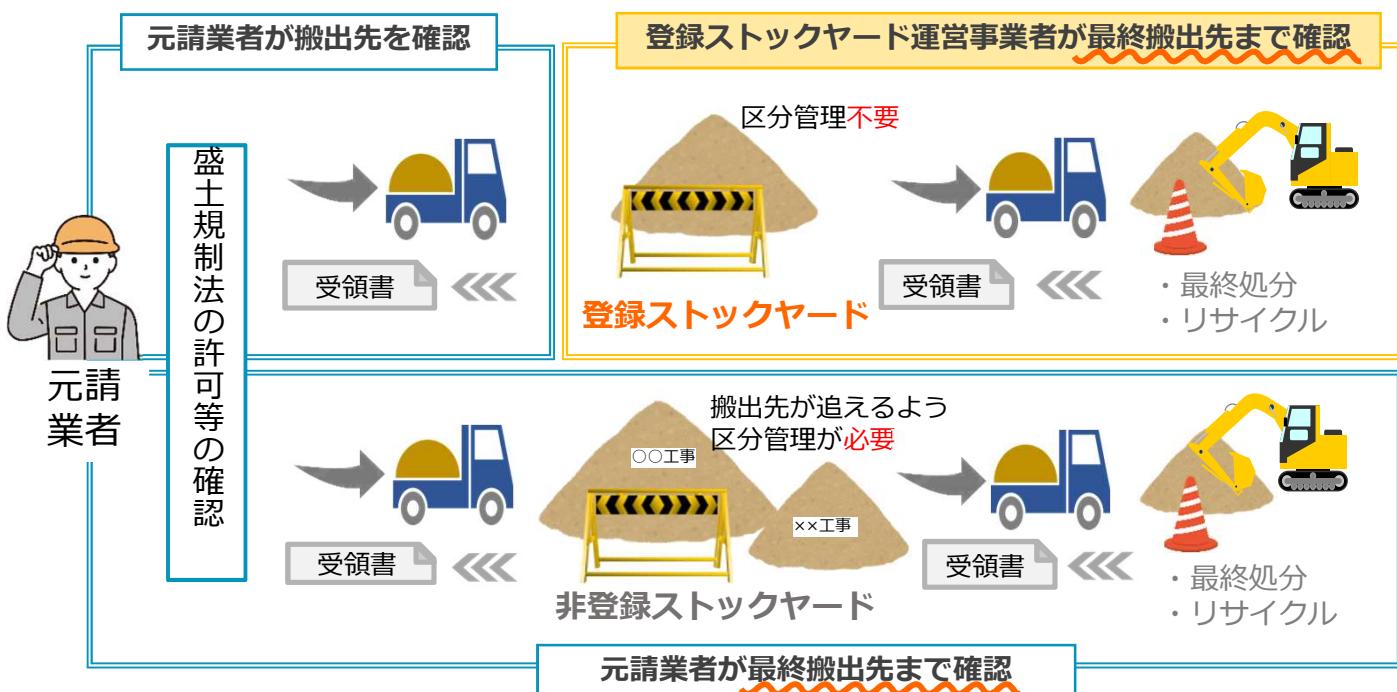
新たな制度では、令和6年6月より、建設発生土を搬出する工事を請負う元請業者は、搬出された建設発生土が不法・危険な盛土等に利用されることがないよう、最終搬出先まで確認することが義務づけられます※（資源有効利用促進法省令）。

一方、登録ストックヤードに搬出した場合は、登録ストックヤード運営事業者がその後の適正な搬出を引き継ぐことになるので、元請業者は最終搬出先までの確認は不要となります。

つまり、登録ストックヤード運営事業者の皆様は、建設発生土の適切な利用・処分に向けた枠組みの一翼を担う主体となります。

◆令和6年6月から始まる最終搬出先までの確認制度◆

※500m³以上の土を搬出する工事等が対象



- 元請業者による搬出先の盛土規制法の許可等（盛土規制法や土砂条例等の許可又は届出、土壤汚染防止対策法等の手続き状況等）の確認、搬出先の確認（受領書の交付）は既に始まっています。
- 最終搬出先までの確認制度（波線部）はR6.6から始まります。

登録されると・・・

- 元請業者の負担が軽減することから、建設発生土の搬出先として、選ばれやすくなることが期待されます。
- 登録された事業者の一覧は、国のHPで公表されます。この一覧は、建設発生土を搬出する方が、搬出先を探す際に活用することも想定しています。

『ストックヤード運営事業者登録制度』の概要

<登録可能なストックヤードとは?>

- ストックヤードとは、再び搬出することを目的に、外部から搬出された土砂を一時的に堆積する場所を指します。
(例) ストックヤード、土質改良プラント、自社の資材置き場 等
- 営利・非営利の別は問いません。

<登録されたら実施する業務とは?>

- 運営するストックヤードごとに、公衆の見やすい場所に登録番号等を記載した標識を掲げてください。標識の様式は申請様式と合わせてHP※で配布しています。

土砂を搬入した際に行うこと

- 土砂を搬入する際は、搬入元に対し、受領書を交付してください。なお、受領書の写しは5年間保存する必要があります。
- 土砂の搬入管理及び記録の保存を行い、搬出記録とあわせて年一回国に報告してください。

土砂を搬出した際に行うこと

- 土砂を搬出する際は、搬出先が盛土規制法の許可地等であるか確認し、確認結果を記載した書面を作成する必要があります。詳細はHP※をご確認ください。
- 土砂を搬出するトラック運送事業者に、搬出先の確認結果を通知してください。
- 土砂の搬出を他のものに委託する場合、土砂の運搬費や処理経費を代金に適切に反映するよう努めてください。
- 土砂を搬出した際は、搬出先へ搬出したことを証明する書類として、受領書の交付を受けてください。
- 搬出先の確認結果や受領書の写し等は作成後5年間保存する必要があります。
- 他の搬出先に搬出された場合（以下①～④の場合を除く）、最終搬出先までの搬出先を確認した書面を作成してください。
- ただし、以下①～④に搬出した場合は、最終搬出先までの確認は不要です。
 - 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
 - 他の建設現場で利用する場合
 - ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
 - 土砂処分場（盛土利用等し再搬出しないもの）
- 土砂の搬出管理及び記録の保存を行い、搬入記録とあわせて年一回国に報告してください。
- ストックヤードに土砂の搬出入を行う者が使用する車両において過積載が横行し土砂の不法投棄等を招くことがないよう、ストックヤードの利用者に対し法令を遵守するよう指導に努めてください。

<登録申請方法は?>

- 電子メール等にて管轄の地方整備局等へ申請ください。
- 申請様式はHP※よりダウンロードください。
- 申請の手引きを作成していますので、あわせてご確認ください。
- 登録料は無料です。



※関連HP・問合せ先：「ストックヤード運営事業者登録制度」で検索